

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成三十年岐阜県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

(岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成三十年岐阜県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提 案 説 明

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス
の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の一部改正に伴い、一
定の指定福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設の基準を満たすものとみなす等の特例の適用
期間を延長するため、この条例を定めようとする。